

**問題 1 令和 4 年 第 4 問（解説）**

株式会社と合同会社の比較に関する知識が問われている。

- ア 不適切。株式会社においては、資本金として出資された額のうち、2分の1を超えない額を資本金ではなく資本準備金として計上することができる（会社法第445条第2項）。また、合同会社においては、出資された額のうち資本金に計上する額を自由に決めることが可能である。
- イ 適切。法人が株式会社における取締役になることはできない（会社法第331条第1項）。一方、合同会社における業務執行社員を法人とすることは可能である。ただし、その場合、実際に業務を遂行する人として職務執行者を選任しなければならない（会社法第598条）。
- ウ 不適切。株式会社は、株主1名でも設立することが可能である。また、合同会社についても社員1名で設立することが可能である。
- エ 不適切。株式会社における株主の責任は、その有する株式の引受価額を限度とするとして、有限責任となる（会社法第104条）。また、合同会社についても、社員の全部を有限責任社員とする旨を定款に記載することとされている（会社法第576条第4項）。

（解 答） イ （重要度） B

問題 2 令和元年 第 1 問（解説）

持分会社（合同会社、合名会社、合資会社）の知識について問われている。

- ア 適切。持分会社とは少数の信頼しあえる仲間の集まりで運営される会社であり、いずれの会社も成立後社員を加入させることができる。加入する場合は、総社員の同意が必要となる。
- イ 不適切。合同会社、合名会社においては社員1名でも設立可能である。一方、合資会社においては、有限責任社員と無限責任社員で構成される予定となるため、社員1名では認められない（2名以上必要）。
- ウ 不適切。持分会社は原則全社員が業務執行社員となる。しかし、定款で一部の社員のみとすることは可能である（会社法590条1項）。
- エ 不適切。合同会社は有限責任社員のみで組織される（会社法576条4項）。合名会社は無限責任社員のみで組織される（会社法576条2項）。なお、合資会社は無限責任社員と有限責任社員により構成される点は正しい。

（解 答） ア （重要度） A

問題 3 **平成30年 第 1 問 (解説)**

株式会社と合同会社の異同が問われている。

- ア 不適切。合同会社は、一部またはすべての出資者が無限責任を負う合名会社や合資会社とは異なり、株式会社と同じ間接有限責任を採用しつつ、より経営の自由度を高めた会社形態である。
- イ 適切。株式会社では、出資された財産の額のうち、少なくとも2分の1は資本金として計上しなければならない（会社法445条2項）。合同会社ではそのような制約はなく、出資された財産の額のうち、資本金に計上する額は自由に決めることができる。
- ウ 不適切。株式会社では、純資産額が300万円を下回る場合には配当ができない（会社法458条）。合同会社では、原則として利益剰余金があれば配当が可能である（会社法628条）。
- エ 不適切。株式会社では、決算ごとに貸借対照表等を公告しなければならない（会社法440条）。合同会社では、決算公告の必要はない。ただし、合併や株式会社への変更等については株式会社と同じく公告が必要なので、誤解のないようにしたい。

(解 答) イ (重要度) B



会社の設立と登記

問題 4 令和 6 年 第 6 問 (解説)

定款とは、会社の基本的な運営ルールや組織に関する事項を定めた書面であり、会社の「憲法」に相当する重要な文書である。定款には、絶対的記載事項と相対的記載事項が含まれる。

絶対的記載事項とは、定款に必ず記載しなければならない事項であり、これが欠けると定款自体が無効となる。具体的には、会社の目的、商号（会社名）、本店所在地、設立に際して出資される財産の価額またはその最低額、発起人の氏名または名称および住所が該当する（会社法第27条）。

一方、相対的記載事項とは、定款に記載することで初めて効力が生じる事項である。これには、株式の譲渡制限、取締役の任期、取締役の員数、定時株主総会の招集時期等が含まれる。相対的記載事項は、記載がない場合でも定款が無効になることはないが、記載することで特定の効果を発揮する。

従って、正解はエである。

(解 答) エ (重要度) A

問題 5 令和 5 年 第 5 問 (解説)

株式会社の設立に関する知識が問われている。

(設問 1)

株式会社の設立方法は、会社成立時に発行される株式の全部を発起人が引き受ける発起設立と会社成立時に発行される株式の一部だけを発起人が引き受け、残りについては発起人以外の者に株式引き受けを募集する募集設立がある（会社法第25条第1項1号、2号）。

本問で株式を引受ける乙氏は、設立に際して発行する株式の全部を発起人が引き受ける発起設立の場合、発起人のみで株式を引き受けるため、必ず発起人となるが、発行する株式の一部を発起人が引き受け、残りの株式は発起人以外から募集する募集設立の場合は、発起人とならないこともある。なお、発起人の資格には制限はなく、法人であってもよい。

従って、正解はエである。

(解 答) エ (重要度) A

(設問 2)

会社の設立に際して取締役となる者を設立時取締役という。発起人は、出資の履行が完了した後、遅滞なく、設立時取締役を選任しなければならない（会社法第38条第1項）。

設立時取締役の選任は、発起設立の場合は、発起人の議決権の過半数により決する（会社法第40条第1項）。一方、募集設立の場合は、創立総会の決議により選任する（会社法第88条第1項）。

発起人とは設立する会社に出資をした株主であり、取締役は会社の経営を株主から委任された者である（会社法第330条）。従って、株主である発起人は、発起人以外の者を取締役として選任することもできる。

従って、正解はイである。

(解 答) イ (重要度) B

問題6 令和4年 第6問（解説）

株式会社の設立に関する知識が問われている。

（設 問）

- ア 適切。定款とは会社の根本規則のことであり、会社設立時の定款を原始定款という。定款には記載しなければ定款全体が無効となる絶対的記載事項が定められており、その一つが商号である。その他の絶対的記載事項としては、目的、本店の所在地、設立に際して出資される財産の価額またはその最低額、発起人の氏名または名称および住所である（会社法第27条）。
- イ 不適切。定款は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう）をもって作成することができる（会社法第26条第2項）。
- ウ 不適切。2006年の会社法改正前においては、最低資本金制度が規定されていたが、現在当該制度は廃止され、設立時における資本金額における制限はない。
- エ 不適切。株式会社設立における発起人は、1人以上いればよい。

(解 答) ア (重要度) A

問題7 令和2年 第2問（解説）

会社法から株式会社の設立に関する知識が問われている。

- ア 不適切。定款には、以下の5つの事項を記載しなければならない。記載されていない場合は、その定款全体が無効となるとされている（会社法第27条）。
- ① 目的（会社の事業内容）
 - ② 商号（商人・会社が営業上自己を表すための商号）
 - ③ 本店所在地
 - ④ 設立に際し出資される財産価額またはその最低額
 - ⑤ 発起人の氏名又は名称及び所在地
- イ 不適切。発起設立における設立時取締役の選任は、定款で定めることにより選任す

る方法と発起人会で定める方法がある。発起人会で定める方法をとる場合、発起人は出資の払い込みが完了した後、遅滞なく、発起人の議決権の過半数をもって設立時取締役を選任することと規定されている（会社法第40条）。発起人全員の同意により決定する必要はない。

ウ 不適切。発起設立においても、募集設立においても各発起人は、株式会社の設立に際し、設立時発行株式を一株以上引き受けなければならないと規定されている（会社法第25条）。

エ 適切。発起人は、現物出資財産等の価額が当該現物財産等について定款で記載され、または記録された価額に著しく不足する時は、不足補填責任を負うとされている。しかし、例外として、裁判所選任の検査役の調査を経た場合、発起人は現物出資者又は当該財産譲渡人である場合を除いて不足補填責任はないものとされている（会社法52条）。

（解 答） エ （重要度） B

合併および会社分割の手続き

問題8 令和5年 第6問（解説）

会社法から吸収合併と事業譲渡の違いに関する知識について問われている。

（設問1）

合併とは、2以上の会社が合一して1つの会社になることである。当事会社のうち1社が合併後も存続し、合併により消滅する他の当事会社から権利義務一切を承継するものを吸収合併という（会社法第2条27号）。吸収合併は、合併契約で定めた効力発生日に効力が生じ、消滅会社の権利義務一切は、存続会社に包括的に承継される（会社法第750条第1項）。吸収合併の対価は、金銭に限られることはなく、存続会社の株式なども対価として用いることができる（会社法第749条第1項2号）。

事業譲渡とは、売り手企業の資産を買い手企業が買い取ることであり、事業を目的物とした売買契約のことをいう。その性質上、譲渡の対象となる資産や負債を契約により自由に選択することができるが債務を移転する場合、債権者に対し個別の同意を得なければ債権者に対抗することはできない。事業譲渡の対価は、金銭であることが通常であるが、株式等でも良いとされている。

従って、正解はイである。

（解 答） イ （重要度） A

（設問2）

吸収合併とは、2以上の会社が契約により1つの会社に合同する組織再編行為であるため、合併される会社は、当然に解散する（会社法第471条4号）。従って、当該設問のX株式会社は当然に解散することとなる。

一方、事業譲渡の場合、事業の全部を譲渡した場合であっても当然には解散せず、会社はその後、事業目的を変更して事業を続けるか、解散して残余財産を株主に分配するかを選択することができる。

また、吸収合併とは2以上の会社が契約により1つの会社に結合することを契約で行う組織再編行為であるため、相手先については会社である必要がある（会社法第2条27号）。一方、事業譲渡は事業を目的とした売買契約であるため、相手先が会社である必要はない。

従って、正解はエである。

（解 答） エ （重要度） B

問題9 令和3年 第3問（解説）

会社法から簡易合併手続きについて問われている。

- ア 不適切。簡易合併手続とは、存続会社等が対価として交付する株式等の財産価値が存続会社等の純資産額の20%以下の場合、株主に与える影響が小さいとされ、株主総会決議を省略できる制度である。株式買取請求権とは、株主に与える影響が大きな合併等に反対する株主が所有する株式を株式会社に公正な価格で買い取ることを請求できる権利である。よって、簡易合併手続きにおいては、全ての株主に株式買い取り請求権が与えられているわけではない。(会社法797条第1項)。債権者保護手続とは、合併等の債権者利害に影響を及ぼす可能性が高い行為を会社が行う場合、事前に官報公告等を行うことで異議を述べるための一定期間を債権者に与えることを目的とした制度である。このような目的で行われる債権者保護手続は、簡易合併手続による組織再編であっても省略することはできない(会社法789条、799条)。
- イ 不適切。吸収合併を行う場合、合併する会社間において吸収合併契約を締結する。一般的に当該契約のあとに簡易合併手続において必要な債権者保護手続を行うこととなる。この債権者保護手続の期間は、債権者が異議を述べるための期間として、最低1か月を確保することが要求されている(会社法789条第2項)。よって、吸収合併契約締結から合併の効力発生日まで20日あれば実施可能なわけではない。
- ウ 不適切。簡易合併手続とは、一定の条件に該当した場合、株主総会決議を不要とする制度であるが、これは存続会社においては、活用可能であるが、消滅会社については活用することができない(会社法796条第2項)。
- エ 適切。簡易合併手続は、吸収合併存続会社が非公開会社であり、吸収合併消滅会社に対して交付する対価の全部又は一部が譲渡制限株式である場合、行うことができない。これは、吸収合併消滅会社が譲渡制限株式を対価として受け取る場合、当該株式は譲渡が自由にできないため、株主としての権利を行使し難くなり、不利益が生じる可能性があるためである。(会社法796条第1項)。

(解 答) エ (重要度) B

問題10 令和2年 第5問(解説)

会社法より株式会社の合併に関する知識が問われている。合併とは、2つ以上の会社が契約により1つの会社となる組織再編行為である。合併には、吸収合併(合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継する行為)と新設合併(合併により消滅する会社の権利義務の全部を新設する会社に承継させる行為)がある。当問題については、実務上多く利用されている吸収合併に関する知識が問われている。

- ア 適切。吸収合併を行う際は、当事会社間において合併契約を締結しなければならない。また、この契約書は、この吸収合併が成立する日まで本店に備置かなければならない(会社法782条)。原則、合併の効力は、合併契約に定められた日に発生するが、消滅会社の吸収合併による解散については、この効力発生日と吸収合併登記の日が異なることがあるため、その間の法律関係が不明確になる可能性がある。よって、吸収合併による消滅会社の解散は吸収合併の登記がなされるまでは第三者に対抗することができない(会社法第750条の2)。

- イ 不適切。債権者異議手続とは、株式会社が債権者の利害に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を行う場合に官報等を通じて、事前に債権者に異議を申し出る機会を与える行為である。吸収合併については債権者に重大な影響を及ぼすおそれのある事項とされており、債権者異議手続が必要である。債権者異議手続が必要とされている行為を行う場合において、債権者異議手続が終了していない場合、その行為の効力は生じないとされており、権利義務承継はできない。(会社法第789条1項、第799条1項)。
- ウ 不適切。吸収合併が行われた場合、消滅会社の権利義務を存続会社が全部承継することが原則であるが、一部の許認可については、個別に届出や許可が必要となる。例えば、一般貨物自動車運送事業者の許認可については、吸収合併が行われた場合であっても承継されず、国土交通大臣の許可が必要となる。
- エ 不適切。従来、吸収合併を行う場合において消滅会社の株主に対して交付する対価は、原則として存続する会社の株式に限定されていた。しかし、会社法の施行により現金や株式、その他の資産(社債、新株予約権等)による対価が認められた(対価の柔軟化)(会社法第749条1項の2)。

(解 答) ア (重要度) B

問題11 平成30年 第2問(解説)

吸収合併と新設分割における簡易手続・略式手続の有無が問われている。

・空欄A・B

消滅会社は、すべての資産を承継させなければ吸収合併はできないため、消滅会社において簡易手続はあり得ない。従って、空欄Aは×となる。

略式手続きの要件は、特別支配関係にある場合(吸収会社が被吸収会社の議決権の90%以上を保有している場合)、消滅会社での特別決議は不要である。従って、空欄Bは○である。

・空欄C・D

分割会社が承継させる資産の価額が総資産の5分の1を超えない場合、簡易手続の対象となり、株主総会の承認が不要となる(会社法805条)。従って、空欄Cは○となる。

略式手続の要件は、当事会社間に特別支配関係がある(一方が他方の議決権の90%以上を保有している)ことであるが、新設分割でそのような関係はあり得ない。従って、空欄Dは×となる。

従って、正解はエである。

(解 答) エ (重要度) B

問題12 平成30年 第5問(解説)

各種の株価算定方法について問われている。細かい知識を含むが、一番基本的なエ(ディスカウント・キャッシュ・フロー法)さえ知っていれば正解できる。財務・会計の知

識も活用して正解したい。

- ア 不適切。類似会社比準方式に関する記述である。ゴードン・モデル方式は、配当還元方式の1つであり、「1株当たり配当金÷(資本還元率－投資利益率×内部留保率)」を株価とする。会社内部の要素で計算されるため、比較対象となる会社は必要ない。
- イ 不適切。時価純資産額方式は、会社の資産すべてを時価に換算し、そこから負債の時価を差し引いた正味の資産額から株価を求める方法である。剰余金も会社の資産に含まれるため、配当の抑制が低い評価につながるとは言えない。剰余金の配当額を抑えていると株式が不当に低く評価されるのは、実際配当還元方式に関する記述である(ウの解説を参照)。
- ウ 不適切。実際配当還元方式は、過去の配当実績に基づき、将来各期に期待されている配当予定金額を用いて株価を求める方法である。保有する資産の価値は低いが稼ぐ力を高く有している会社の株価は、むしろ高く評価される。稼ぐ力を高く有していても、保有する資産の価値が低いと株価が不当に低く評価されるのは時価純資産額方式に関する記述である(イの解説を参照)。
- エ 適切。ディスカウント・キャッシュ・フロー(DCF)法は、将来見込まれる収益(フリー・キャッシュフロー)を企業価値にとらえ、現在価値に割り引いて株価を求める方法である。この方法では将来の業績を予測する必要があるが、それを正確に予測するのは難しく、最も適切である。

(解 答) エ (重要度) B

問題13 平成29年 第2問(解説)

会社分割において債権者保護手続の対象となる債権者・ならない債権者の区別が問われている。

・空欄Aについて

吸収分割について問われている。X社(吸収分割株式会社)に対して吸収分割後は債務の履行を請求することができないX社の債権者は、吸収分割について異議を述べることができる(会社法789条1項2号)。Y社(吸収分割承継会社)の財務状態等しだいでは弁済を受けられない可能性があるからである。また、分割の効力発生日前からY社の債権者であった者は、吸収分割について異議を述べることができる(会社法799条1項2号)。X社から承継する事業部門の財務状態等が悪化している場合には、Y社の財務状態等を悪化させる可能性があるからである。よって、「Y社に承継させる債務に係る債権者と分割の効力発生日前からY社の債権者であった者」が入る。

・空欄Bについて

新設分割のうち物的分割(元の会社が新設会社の株式を持つ形態)について問われている。

X社(新設分割株式会社)に対して新設分割後は債務の履行を請求することができないX社の債権者は、新設分割について異議を述べることができる(会社法810条1項2号)。Z社(新設分割設立会社)の財務状態等しだいでは弁済を受けられない可能性

があるからである。よって、「Z社に承継させる債務に係る債権者」が入る。

・空欄Cについて

新設分割のうち人的分割（元の会社の株主が新設会社の株式を持つ形態）について問われている。会社法では、人的分割を「物的分割＋剰余金の配当」と構成し、X社（新設分割株式会社）の資産が減少することから、新設分割後もX社に対して債務の履行を請求できるX社の債権者まで、債権者保護手続の対象とする（吸収分割：会社法789条1項2号括弧書き、新設分割：810条1項2号括弧書き）。よって、「Z社に承継させる債務に係る債権者だけでなく、Z社に承継されない債務に係る債権者」が入る。

従って、正解はアである。

（解 答） ア （重要度） B

問題14 平成28年 第3問（解説）

（設 問）

譲渡側が新設分割により事業を切り出した後、譲受側が分割会社の株式を取得するという形態のM&Aについて、注意点が問われている。イ、ウ、エの選択肢は一般知識で判断できる内容である。

ア 不適切。会社分割においては、吸収分割では分割契約（会社法第758条）、新設分割では新設分割計画（会社法第763条）において、それぞれ承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務等を定めることになっており、任意の資産や債務を除外することを妨げない。この点、合併（すべての権利義務を承継する）と混同しないようにしたい。

イ 適切。Y社の既存契約の中に、会社分割が解除事由になっているものがあれば、契約解除の可能性があるため、確認は重要である。

ウ 適切。Z社が新たに許認可を取得する必要がある場合、その費用負担について決めておくことが望ましい。

エ 適切。α事業だけを切り離すため、Y社のリース資産等について、α事業とそれ以外の事業とで共用されていないかを確認する必要がある。

（解 答） ア （重要度） B